

総合評価落札方式条件付一般競争入札公告 (入札バンド対象工事)

年 月 日

岩手県知事 ○○○○
(公所長 ○○○○)

1 工事概要

- (1) 工事名 ○○○○工事
- (2) 工事場所 ○○○地内
- (3) 工事内容 ○○○○
- (4) 工期 ○○○日間 (○年○月○日限り)
- (5) 予定価格 総合評価落札方式競争入札実施要領第5第1項に基づき決定した後に追加公告を行い、その際に公表する。

2 入札等の予定日時

- (1) 入札日時 ○年○月○旬以降とし、追加公告の際に公表する。
- (2) 開札予定日時 ○年○月○旬以降とし、追加公告の際に公表する。

3 入札方式

- (1) 本工事は、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とする総合評価落札方式 (高度技術提案型) による条件付一般競争入札の対象工事である。
- (2) 本工事は、電子入札の対象工事であり、対応についての詳細は「県営建設工事に係る電子入札実施要領」 (平成17年1月12日総務第838号) による。
- (3) 本工事は、入札参加者の競争参加資格を入札後に審査する事後審査方式の条件付一般競争入札の対象工事である。
- (4) 本工事は、技術提案を受けたうえで、実施設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式の工事である。
- (5) 本工事は、総価契約単価合意方式の工事である。

4 入札参加資格

- (1) ○・○年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿の○○工事○級に登録されている者で、○○広域振興局 (○○、○○、○○)、○○広域振興局 (○○、○○、○○) の区域に建設業法に基づく主たる営業所又は○○広域振興局 (○○、○○、○○)、○○広域振興局 (○○、○○、○○) の区域 (○県内) に建設業法に基づく営業所を有すること。
- (2) ○年4月1日以降に、元請として (△△における) 施工数量○○m³ 以上の○○工事を施工した実績を有すること。
- (3) 次の施工方法等の提案における最低限の要求要件 (以下「要求要件」という。) を全て満たしていること。
 - ア ○○○
 - イ ○○○
 - ウ ○○○
 - エ ○○○
 - オ ……

(4) 次に掲げる基準を満たす者を主任技術者又は監理技術者として1に示した工事に専任で配置できること。ただし、専任補助者を配置する場合における主任技術者又は監理技術者については、施工経験に関する基準を除く。

ア 1級〇〇工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

イ 〇年4月1日以降に、元請として(△△における)施工数量〇〇m³以上の〇〇工事を施工した経験を有すること。

ウ 監理技術者にあつては、〇〇工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証(監理技術者講習修了履歴)を有すること。

エ 13に示す入札参加資格確認書類の提出期限の日前3か月以上継続して雇用している者であること。

(5) 専任補助者を配置する場合は、(4)の基準を満たす者を専任補助者として配置できること。

(6) 当該設計に管理技術者及び照査技術者を配置するものとし、次に掲げるいずれかの要件を満たす者であること。なお、管理技術者と照査技術者を兼務することはできない。

ア 技術士(〇〇部門(選択科目を「〇〇〇」とする。)の資格を有する者であること(〇年度以降の技術士合格者(総合技術監理部門を除く。))の場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ該部門に4年以上従事している者であること(実務経験年数及び該部門の従事年数には、資格取得前の期間を含めることができる。))。

イ 〇〇〇の資格を有する者であること。

(7) 〇〇工事業に関する特定建設業の許可を有していること。

(8) その他 〇〇〇

5 入札保証金

以下により納付を求める。

(1) 総合評価落札方式条件付一般競争入札公告[共通事項 入札ポンド対象工事業]4(2)に示すとおりとする。

(2) 入札保証金の納付等に係る書類は、条件付一般競争入札参加資格基本事項確認結果通知書を受けた日から2(1)の入札日時までに岩手県〇〇 〇〇に郵送(書留郵便(一般書留又は簡易書留)に限り、提出期間内必着とする。)又は持参により提出すること。

(3) 保証(保険)期間は、入札日から〇年〇月〇日【契約予定日】までを含むものとする。

6 入札参加申請書等の受付期限及び提出方法

(1) 入札参加申請書

入札参加希望者は、(3)アに掲げる条件付一般競争入札参加申請書(条件付一般競争入札実施要領様式第3号。以下「入札参加申請書」という。)を提出すること。

(2) 総合評価技術提案書等

入札参加希望者は、価格以外の評価を行うために必要な(3)イから〇に掲げる資料(以下「総合評価技術提案書等」という。)を提出すること。

(3) 提出書類

- | | |
|-----------|--------------------|
| ア 様式第3号 | : 入札参加申請書 |
| イ 様式第3号 | : 総合評価技術提案書 |
| ウ 様式第3-4号 | : 技術提案の概要 |
| エ 様式第3-5号 | : ①技術提案 |
| オ 様式第3-6号 | : ②技術提案に係る具体的な施工計画 |
| カ 様式第3-7号 | : ③企業、配置予定技術者の技術力 |

キ . . .

なお、様式はホームページ (<https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/kouji/index.html>) に掲載していること。

(4) 受付期限及び提出方法

(3)に掲げる提出書類は、岩手県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により〇年〇月〇日（〇）午前9時から〇年〇月〇日（〇）正午までに提出すること。なお、紙入札参加承諾願を入札担当課等の長に提出し受理された場合又は入札担当課等の長から紙入札に切り替える旨の指示があった場合は、〇年〇月〇日（〇）正午までに岩手県〇〇〇 〇〇〇に持参のうえ提出すること。

なお、提出する電子ファイルの容量の上限は3MBとし、これを超える場合には、発注者にあらかじめ電話連絡し、入札参加申請書のみを電子入札システムで提出したうえで、総合評価技術提案書等を〇年〇月〇日（〇）正午までに岩手県〇〇〇 〇〇〇に持参のうえ提出すること。

(5) (3)に掲げるすべての書類（入札参加申請書及び総合評価技術提案書等）を提出できない場合は、入札に参加できないこと。

6の2 設計施工一括及び技術対話等に関する事項

(1) 入札公告に基づき、施工場所の地形条件、周辺環境、既存施設との取り合い、維持管理面等にも配慮した適切な設計を立案し、その内容を示した技術提案書（様式〇～〇）を提出すること。また、技術提案及び見積りの範囲は〇〇〇〇に示すものとする。

(2) 技術提案に当たっての設計条件は、〇〇〇〇に示すものとする。

(3) 提出された技術提案については、条件等を満たさない事項がないかに着目して審査し、技術提案の採否について通知する。なお、不採用とされた技術提案を提出した者は入札に参加することができないものとする。

(4) 技術対話

技術対話については、必要に応じて行うものとし、その場合の日時、場所等必要事項は別途通知する。また、技術対話後の技術提案書等の提出期限についても別途通知する。

(5) 技術提案の改善

技術提案の改善については、次のいずれかの場合によるものとする。

ア 技術提案書の記載内容について、発注者が提案者との技術対話の中で改善を提案した場合

イ 技術提案書の記載内容について、技術対話の中で提案者が自ら改善提案を行った場合（ただし、当初技術提案書に記載のない新規の提案を除く。）。改善した技術提案書及び見積書の内容は修正箇所のみでよいものとするが、発注者が必要に応じて要求する資料の提出には応じなければならない。

また、本工事の契約締結後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表する。

なお、改善した技術提案の更なる修正・改善は認めない。

6の3 予定価格の算定

(1) 契約担当者から指示があった場合には、技術提案書に対応した設計・施工に関する見積書を作成し提出すること。なお、見積書は工種、種別に相当する項目に対応するものの単位、数量、単価、金額を表示し、主要資材については、数量、単価、金額を表示するとともに、可能な限り規格まで記入すること。体系は、〇〇〇〇によること。

ただし、見積書は予定価格算定の参考として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではないこと。

(2) 予定価格は、競争参加者が提出し最も高い評価点を獲得した技術提案書（改善要求がなされた場合は、改善後の技術提案書）及びその技術提案を実施するために必要な数量計算等による見積書を参考に算定する。

6の4 総価契約単価合意方式

本工事は契約締結後において、詳細（実施）設計の完了後、工事着工までの間に受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価を合意するものとする。合意に当たっては、技術提案に基づく詳細設計が完了した段階で数量が確定し、当初契約時とは数量が変更となる可能性があるが、総価契約の金額は変更しない。ただし、条件変更がある場合には詳細設計後の数量に基づき変更を行うことになる。なお、単価合意優先順位については、発注者の積算基準額にある部分を発注者の積算基準による算出単価に請負率を掛けた額としたうえで対象数量を掛けて総価契約額から先取りし、発注者の積算基準に無い部分を総価契約額から先取り額を差し引いた額の範囲内で受発注者間の協議により合意する。

6の5 契約変更の取扱い

本工事は契約変更については、次のとおり行うものとする。

- (1) 実施設計は発注者が審査のうえ承認し、その設計に基づき、当該工事の施工範囲内容を確認のうえ設計図書等を変更するが、請負金額の変更は行わない。
- (2) 貸与する地質調査資料に明示されている地質と施工にて確認される地質が異なる場合は、発注者・受注者の協議に基づき、発注者が認めたものについては、変更の対象とする。
- (3) 不可抗力(地震等)によって地形等が変化し、施工数量に変化がある場合は、変更の対象とする。
- (4) 社会的条件(地元対応等)によって、新たな対策や施工体制の変更が生じた場合には変更の対象とする。
- (5) 関係機関との協議により、設計施工条件の変更が生じた場合には変更の対象とする。

6の6 リスク分担

リスク分担については、別紙-1によるものとする。

7 入札説明書の配付

入札説明書は、ホームページで配付する。なお、入札参加希望者は、本工事に申請しようとするときは、ホームページを必ず確認し、常に最新の入札説明書及び関係様式を使用すること。

8 設計図書及び契約条項の閲覧

設計書（金抜き）、特記仕様書等の閲覧は、ホームページの入札情報公開サービスにより行う。なお、入札情報公開サービスでの閲覧可能期間は、開札日の電子入札システム稼働時間内までとする。

9 質問書の受付及び回答方法

設計図書等に対して質問がある場合は、書面（様式任意。FAXによる提出可）により〇年〇月〇日（〇）午後5時までに16(1)に示す照会先に提出すること。また、回答は、入札参加者に対し〇年〇月〇日（〇）午後5時までにFAXによる送信又はホームページ若しくは入札情報公開サービスへの掲載により行う。

10 入札書の提出方法

- (1) 入札書及び工事費内訳書（総括）は、電子入札システムにより追加公告において定める入札日時に提出すること。ただし、紙入札参加承諾願を入札担当課等の長に提出し受理された場合又は入札担当課等の長から紙入札に切り替える旨の指示があった場合は、追加公告において定める日時及び場所に持参のうえ提出すること。
- (2) 入札に関する詳細は、総合評価落札方式条件付一般競争入札心得によること。

11 工事費内訳書の提出

- (1) 入札書に記載する入札金額に係る数量、単価及び金額を明らかにした工事費内訳書（以下「内訳書」

という。)を作成すること。

(2) 入札に当たっては、内訳書のうち主要項目を抜粋した工事費内訳書(総括)(条件付一般競争入札実施要領様式第8号)を入札書に添付して提出すること。なお、添付されていない場合等には開札時に入札を無効とすること。

(3) 内訳書及び工事費内訳書(総括)と入札金額は一致させること(内訳書で積算した工事価格(税抜)の千円未満の端数処理を除く。)。なお、一致しない場合は、13の資格審査時に入札を無効(資格不適合)とすること。

12 総合評価点算定基準

別紙のとおり

13 資格審査時の提出書類

開札後、発注機関から入札参加資格確認書類の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日目の日(休日を除く。)の午後5時までに入札参加資格確認調書(条件付一般競争入札実施要領様式第9号)に確認書類を添えて持参のうえ提出すること。

14 落札者決定の方法

本工事は、有効な入札を行った入札者について、12により算定した総合評価点の最も高い者を落札者とする。

15 その他

(1) この公告に係る契約は、岩手県議会において当該契約に係る議案が可決されたときをもって締結する。

(2) 本工事は、低入札価格調査制度を適用する。なお、低入札価格調査制度による数値的判断基準及び失格基準の判定に当たっては、判定基準の適用区分(△△)を適用する。

(3) 入札参加申請書及び確認書類に虚偽の記載をした者に対しては、県営建設工事に係る指名停止等措置基準(平成7年2月9日付け建振第281号)に基づき、指名停止等の措置を行うことがある。

(4) 入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

(5) 入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本工事の入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。

(6) その他詳細については、総合評価落札方式条件付一般競争入札公告〔共通事項 入札ボンド対象工事中〕及び総合評価落札方式条件付一般競争入札説明書に示すとおりとする。

16 照会先

(1) 一般的事項

〇〇部〇〇<電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(直通) F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇>

(2) 総合評価技術提案書に関する事項

〇〇部〇〇<電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(直通)>